

宮古市介護予防・日常生活支援総合事業（緩和型サービス）Q & A

No.	質問内容	回答
1	要介護の方や従来型の利用者様と同じ空間で緩和型のサービスを提供してもいいのか。	よい。ただし、利用者数に注意してください。
2	緩和型の利用者様は、従来の通所の利用者数の上限を超えてもサービスを提供してもいいのか。	利用定員は、通所介護及び国基準通所型サービスで定めている定員数と緩和型で分けて設定します。 このことから、サービス提供時間を同じくして、場所を共有し、一体で運営する場合には、サービス提供に必要な床面積が確保されていれば可能です。 ただし、このことにより、必要面積に不足が生じるときは通所介護及び国基準通所型サービスが減算対象となるので注意してください。
3	緩和型のサービス提供時間で、1日に午前と午後の2部制等にしてサービスを提供してもいいのか。その際に1日の利用者数の上限はどう考えればいいのか。	2部制でのサービス提供が可能なプランであればかまいません。利用者の上限は、あらかじめ定めた利用者数の上限であることから、例えば、一日のうち午前の時間帯に10人、午後の時間帯に別の10人に対して提供する場合、利用者数の上限は10人となります。午前の利用者数と午後の利用者数を合算して算定するものではありません。
4	報酬単価とは別に、加算・減算はあるのか。	説明資料でお示ししたとおりの加算です。また、緩和型サービスにおいては減算は行いません。
5	通所型のサービス内容の「食事」については、おやつでもよいのか。	2部制の場合であって午後の利用についてはおやつの提供でもよいものとします。ただし、軽食とするなど利用者の状況や利用料に見合った内容で提供してください。
6	現在従来型は、介護保険の事業と合わせて運営されているが、緩和型も同じく介護保険の事業と併設で運営可能なのか。また、介護事業・従来型・緩和型の3種を合わせたの運営を想定するのか、単独での運営なのか。	現在、実施している事業と一体での運営は可能です。また、運営形態については、各事業者様の状況により、一体的に運営するのかあるいは単独とするのか決定してください。
7	通所型において、介護保険との利用者との差別化したプログラムが望ましく、同じ場所での事業運営ではなく、サテライト（出張所）としての運営は可能か。	現在、実施している事業との一体的運営が前提ではないので、サテライトとしての運営は可能です。その場合も、人員基準、設備及び運営基準等について、要件を満たす必要があるので留意してください。
8	訪問型のサービス内容が最長6カ月となっている。国基準だと6カ月経過時に評価を行い、必要があればプランを見直しするなどしながら継続もあるが、緩和型は、6カ月で終了となるのか。	国基準と同様に6カ月経過時点で評価を行い、必要があれば、引き続き利用は可能です。
9	単位数について、国基準では月単位だが、緩和型では1回あたりとなっている。国基準の利用者が緩和型を希望する場合は変更してもよいのか。	利用者の状態やケアプランがどうなっているのかなどもあるので、ケアプランを作成したケアマネジャーと相談してください。
10	緩和型の人員基準にある専従について、事業所専従なのかそれとも事業のサービス提供時間だけでもよいものなのか。	事業のサービス提供時間だけでもよいものとします。

★ No. 3の補足説明

通所型サービスAと通所介護等を一体的に運営する場合

通所型サービスAと通所介護等を一体的に運営する場合においては、

①から③は以下の内容を指します。

- ① 通所介護（地域密着型通所介護を含む）
- ② 国基準通所型サービス
- ③ 通所型サービスA

【一体的に運営する場合の区分】

	① 通所介護（地域密着型通所介護を含む）	② 国基準通所型サービス	③ 通所型サービスA
食堂及び機能訓練室の必要面積	$(\text{①②のサービスの最大定員} \times 3 \text{ m}^2) + (\text{③のサービスの同時最大定員} \times 1.5 \text{ m}^2)$		
提供に当たる職員の区分	①②のサービス間では区分しない		①②と区分する
利用定員	①②のサービス間では区分しない ※①と②の利用者の合算で利用定員を定める		①②と区分する ※③の利用者で利用定員を定める
人員基準	①②のサービス間では区分しない		①②と区分する

【食堂＋機能訓練室の必要床面積の例】

○ 利用定員を次のとおり設定した場合

①②の利用定員（既存の事業）	18人
③の利用定員（新規の事業）	10人

利用定員を上記のとおり設定し、事業を一体的に運営する場合に食堂＋機能訓練室の必要床面積は69㎡（①②54㎡＋③15㎡）となります。

③と一体的に運営することで、既存の①②の利用定員を超えていますが、③の利用定員は別設定のため必要床面積である69㎡を確保していれば減算対象にはなりません。

①②の利用者が19人、③の利用者が5人であった場合は、一体的に運営していても、③の利用定員は別に考えますので、①②の利用定員を超えていることから①②は減算対象となります。

③の利用者は定員を超えた場合でも、本市では減算対象になりません。ただし、必要床面積と有効床面積に注意してください。

○ 次の設備は有効床面積に含まれないので除外すること

- ① 玄関部分、下駄箱
- ② 廊下（通路）
- ③ 柱
- ④ 作り付けのロッカーや家具（移動式のテレビ台や訓練用の器具は可）
- ⑤ キッチン、冷蔵庫、洗面台
- ⑥ 浴室、脱衣所
- ⑦ 静養室部分及び静養室以外に設置しているベッド
- ⑧ 他の事業との共有部分（事務室、相談室等）に機能訓練の一部を通らなければならない場合はその部分は「廊下」となる
- ⑨ 単位ごとに介護職員1人が1か所から全体を見渡せる範囲以外の場所
- ⑩ その他、機能訓練に必要なない場所